

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から12年3月26日まで  
ねんきん定期便で確認したところ、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が36万円から20万円に引き下げられ、同社から支給されていた給与額よりも低くなっていることに気が付いた。標準報酬月額を36万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、平成10年9月7日付けで、同年5月1日に遡及して36万円から20万円に変更の処理が行われているところ、同時に役員2名と他の社員1名も標準報酬月額が申立人同様、同年5月1日に遡及して変更されている上、元事業主の標準報酬月額も、11年2月5日付けで同年1月1日に遡及して変更の処理が行われている。

また、A社の元代表取締役（当時の社会保険事務担当）は、「申立期間当時の標準報酬月額の引下げ手続については覚えている。当時は業績が悪化しており、役員や社員の同月額を引き下げたり賞与を取りやめたりした。」と回答している。

さらに、申立人の標準報酬月額を引き下げた当時について、上記元代表取締役は、「報酬月額変更届を提出した後の給与支給額については、同変更届提出以前と同じ額（36万円）を支給していたと思う。また、厚生年

金保険の保険料の控除については、引き下げた標準報酬月額（20万円）に見合った保険料ではなく、引き下げる前の標準報酬月額（36万円）に見合った保険料を控除していたと思う。」と回答しているところ、申立期間の保険料控除額等を確認できる給与明細書、源泉徴収票及び申立事業所の賃金台帳は無く、実際の社会保険料控除額及び報酬月額がいずれも確認できないものの、申立人の給与振込口座の取引明細書に記載されている給与振込金額が、オンライン記録上の申立期間に係る標準報酬月額よりも高い金額となっている上、標準報酬月額36万円と記録されている申立期間前の給与振込額と申立期間の給与振込額を比べても大きな金額の変化は認められない。

これらのことから判断すると、申立人はその主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は34万円、同年6月は38万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年9月1日まで

A社に勤務していた期間の給与明細書を確認したところ、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与が支給されていた月には、給与から控除されている厚生年金保険料も高額であることに気が付いたので、給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年7月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年3月及び同年4月は38万円、同年5月は34万

円、同年6月は38万円、同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「標準報酬月額表に基づいて給与から保険料を控除して、きちんと保険料を納付していた。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から7年1月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）と同額又は当該標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成6年7月1日から同年8月1日までの期間及び7年1月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が給与明細書を所持していない上、事業所は既に廃業しており、当時の賃金台帳が保存されていないため、当該期間における申立人の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年7月1日から同年8月1日までの期間及び7年1月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。